

地域創生総合支援事業(サポート事業(一般枠))について





補助金の目的は?

→ 地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かした、住民自らが取り組む 地域づくりのための事業立ち上げをサポートします。

どのような事業が補助対象となるか?



→ ①地域活性化に効果がある ②国や県の既存施策の中で支援することが困難な事業 ③広域的又は先駆的、モデル的な事業 ④地方振興局長の定める採択方針に合致する

上記①~④に当てはまる事業が補助対象となります。

例えば…

地域資源の活用を図る事業や、地域の情報発信、地域イベントの実施など、地域の活性化に繋がるさまざまなものが対象となります。



どのくらいの補助が受けられるのか?

→ 補助対象経費の3分の2以内、上限500万円の範囲内で決定します。原則1年間、事業計画内容によっては3年までを限度に補助することができます。(例外あり) ※上記の例は一般枠の内容です。



どのような団体が対象になるのか?

→ 地域の皆さんが自主的に組織されている自治会や、地域振興協議 会等既存の団体、もしくは事業を実施するために新しく組織する実行 委員会などが対象となります。



補助対象にならない事業は?

- → 以下に一例を示します。
 - ・国、県及びその外郭団体の補助又は助成を受けられる事業。
 - ・事業費が50万円に満たない事業
 - ・既存事業の単なる財源振替(新規性が必要)
 - ・営利を目的とした事業 ※これ以外にも補助対象外となる事業があるためご注意願います



問い合わせ先

- ●福島県いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 担当:佐藤
- ●電話:0246-24-6007
- ●申請の相談から採択まで、事業の審査等により一ヶ月以上の時間を要します ので、お早めの相談に御協力をお願いします。



